

鹿角市告示第72号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく景観計画を定めたので、同法第9条第6項の規定により告示し、当該景観計画を公衆の縦覧に供する。

令和3年6月4日

鹿角市長 児玉 一

1. 計画の名称  
鹿角市景観計画
2. 景観計画を定める土地の区域  
鹿角市全域
3. 効力の発生する日  
令和4年1月1日
4. 縦覧場所  
鹿角市役所建設部都市整備課